

社会福祉法人十愛療育会役員等報酬規程

平成29年6月20日施行

(趣旨)

第1条 この規程は、社会福祉法人十愛療育会（以下「法人」という。）定款（以下「定款」という。）第8条及び第22条第1項の規定に基づき、評議員、理事及び監事（以下「役員等」という。）の報酬等について定めるものとする。

(報酬等の支給)

第2条 役員等には、勤務形態に応じて、次のとおり報酬等を支給する。

- (1) 理事長については、報酬並びに社会福祉法人十愛療育会給与規程（以下「給与規程」という。）に基づく通勤手当相当額及び社会福祉法人十愛療育会旅費規程（以下「旅費規程」という。）に基づく旅費相当額を支給する。
- (2) 法人の職員を兼務し、給与規程に基づき職員給与が支給されている役員等については、この規程に基づく報酬等は支給しない。
- (3) 非常勤の役員等については、業務に応じた報酬等を支給する。

(理事長の報酬)

第3条 理事長の報酬の額は、横浜市が定める外郭団体等役員及び職員の人事及び給与の基準に関する要綱（昭和47年10月1日制定）別表区局長の欄年収限度額の項に定める金額とし、年俸制とする。

(非常勤役員等の報酬等)

第4条 非常勤役員等の報酬等の額は、次に定めるとおりとする。

- (1) 会議等への出席 会議1回につき12,480円を報酬として支給する。
- (2) 職務のための市外出張 前号の報酬のほか、旅費規程に基づく旅費相当額を支給する。

(報酬等の支給方法)

第5条 理事長の報酬等の支給時期は、法人職員の例による。

- 2 非常勤役員等の報酬等は、当該会議等への出席及び職務のための市外出張の都度支給する。
- 3 報酬等は、法令の定めるところにより控除すべき金額を控除して支給する。

(報酬等の日割計算)

第6条 理事長が月の中途において就任し、退任し、又は解職された場合の報酬額は、その月の総日数から日曜日及び土曜日の日数を差し引いた日数を基礎として日割りによって計算する。

(端数の処理)

第7条 この規程による計算金額に1円未満の端数が生じたときは、次のとおり端数処理を行う。

- (1) 50 銭未満の端数は、切り捨てる。
- (2) 50 銭以上1円未満の端数は、1円に切り上げる。

(公表)

第8条 法人は、この規程をもって、社会福祉法（昭和26年法律第45号）第59条の2第1項2号に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(改正)

第9条 この規程の改正は、評議員会の議決による。

(準用)

第10条 第2条第2号及び第3号、第4条並びに第5条第2項及び第3項の規定は、定款第6条第2項の評議員選任委員及び福祉サービス等の苦情解決に関する要綱第2条の第三者委員の報酬等について準用する。

(委任)

第11条 この規程の施行に関し必要な事項は、理事長が定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規程は、平成29年4月1日以後最初に招集される定時評議員会の承認を受けた日から施行する。

(社会福祉法人十愛療育会役員報酬及び費用弁償規程の廃止)

- 2 社会福祉法人十愛療育会役員報酬及び費用弁償規程（平成14年6月制定）は、廃止する。